（参考様式９-１の７）地域密着型サービス事業者用

**介護保険法第78条の２第４項各号の規定等に該当しない旨の誓約書兼同意書**

令和　　年　　月　　日

（宛先）金沢市長

所在地

申請者

名　称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　所

申請者及び管理者は、介護保険法（平成９年法律第123号）第78条の２第４項各号に該当しないこと並びに申請者、当該申請者の役員（申請者が法人である場合に限ります。）及び管理者が金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号。以下「市条例」といいます。）第３条第２項及び第44条（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外の指定地域密着型サービス等において同条を準用する場合を含みます。）の規定に反していないことを誓約します。

また、金沢市において市条例第３条第２項及び第44条（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外の指定地域密着型サービス等において同条を準用する場合を含みます。）に規定する事項の確認について、石川県警に対し必要な照会が行われることに同意します。

|  |
| --- |
| 【介護保険法第78条の２第４項】４　市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第６項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第６号の２、第６号の３、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の２第１項本文の指定をしてはならない。一 　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。 二 　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の４第１項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第５項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。 三 　申請者が、第78条の４第２項又は第５項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。 四 　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。 四の二 　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 五 　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 五の二 　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 五の三 　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。 六 　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第78条の10（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条 の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 六の二 　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第78条の10（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条 の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 六の三 　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第78条の10（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 七 　申請者が、第78条の10（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条 の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第78条の８の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 七の二 　前号に規定する期間内に第78条の５第２項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の８の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 八 　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 九 　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第６号まで又は前３号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 十 　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 十一 　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第６号まで又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。 十二 　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第４号の２から第５号の３まで、第６号の２又は第７号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき。 |

|  |
| --- |
| 【金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】第３条　法第78条の２第４項第１号の条例で定める者は、法人とする。２　指定地域密着型サービス事業者（第152条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者を除く。）の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）は、金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第２号）第２条第３号に規定する暴力団員であってはならない。第44条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員であってはならない。※第44条を準用する規定第61条、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条 |